

個人事業主の会計チェックポイント

★ 青色申告をしていますか？

- 利益が出た年は10万円又は65万円の所得控除が受けられ、損失が出た年は翌年以後3年間に渡って損失を繰り越すことができる制度です。

★ ご自宅の一部を事業用として使っていませんか？

- 自宅兼店舗の場合は、持ち家の場合は建物の減価償却費や固定資産税を、賃貸の場合は家賃を、事業使用分を按分して経費計上することが可能です。水道光熱費も事業使用分を経費計上できます。
- 住宅ローン控除を受けている場合、事業使用分は適用されませんのでご注意ください。

★ 一緒に仕事をしているご家族はいませんか？

- 同生計のご家族に給与を支払っている場合、青色申告の場合は給与を必要経費に、白色申告の場合は専従者控除を受けることができます。
- 青色申告の場合は事前に届出が必要です。
- 生計が別の親族者に給与を支払う場合は、上記とは関係なく必要経費に計上することが可能です。

★ 領収書が発行されない経費を漏れなく計上していますか？

- 取引先に慶弔費を支払った場合や、電車の切符を買ったときなど、領収書が発行されない経費は正しく帳簿に記載しておくことで漏れなく経費計上することが可能です。
- 出金伝票を起票して、支払った事実を書面で残しておきましょう。

★ 帳簿を7年間保存していますか？

- 帳簿の保管期間は原則7年間(一部の帳簿は5年間)です。会計書類を保管していないと、税務調査時に申告内容の正当性を主張することができません。必ず保管しましょう。